

# 新市立伊勢総合病院検体・細菌検査システム構築業務

## プロポーザル参加仕様書

平成30年4月26日

市立伊勢総合病院

## 1 業務の概要

①案件番号 9

②業務名 新市立伊勢総合病院検体・細菌検査システム構築業務（以下「本業務」という。）

③契約期間 契約の日（平成30年5月下旬を想定）～平成31年3月31日

④運用開始予定日 平成31年1月1日（患者移送日等の関係で、日付が1週間の範囲内で前後する可能性あり。）

⑤運用期間 運用開始日～平成38年3月31日（7年間を想定）

⑥業務履行場所 三重県伊勢市楠部町3038番地

市立伊勢総合病院（以下「当院」という。）

※上記以外の受託者の作業場所は、受託者の負担と責任において確保することとし、受託者の申請により当院が認めた場所とする。

⑦本業務の内容 「新市立伊勢総合病院検体・細菌検査システム構築業務仕様書」とおり。

⑧実施方法 公募型プロポーザル方式

## 2 プロポーザル参加仕様書の位置づけ

本プロポーザル参加仕様書（以下「参加仕様書」という。）は、当院が実施する「本業務」の受託する業者を、プロポーザル方式により決定するために交付するものである。

## 3 プロポーザル参加資格

本業務のプロポーザルに参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。なお、システム構築業者が販売代理店を通して参加する場合は、当院及びシステム構築業者並びに販売代理店との3社契約を締結することによって本業務を履行する。また、その場合は以下の参加条件のうちシステム構築業者①、③、④、⑥、⑦を満たし、また販売代理店は①～⑤を満たさなければならない。

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

②伊勢市競争入札参加資格者名簿又は市立伊勢総合病院入札参加資格者名簿に登録されていること。

③伊勢市又は三重県において建設工事等にかかる資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止期間中でないこと。

④会社更生法（平成14年法律第154号。以下「会社更生法」という。）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立がなされている場合、又は、民事再生法（平成11年法律第225号。以下「民事再生法」という。）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあつては、伊勢市競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

⑤伊勢市競争入札参加資格者名簿においては、下記のいずれかの「業種分類」で名簿に登録があること。

- ・17-01 医療機器・器具
- ・25-05 保守（維持・運転）管理業務 電算機器
- ・28-01 電算処理関連業務 システム開発

⑥次のいずれかの認証または認定を受けていること。

- ・ISO/IEC27001（ISMS）
- ・プライバシーマーク

※申込時に認証又は認定の確認書類の写しを添付すること。

⑦プロポーザル参加時から起算して、直近5年間において検体・細菌検査システムのパッケージを300床以上の病院に導入した実績が3件以上あること。

#### 4 参加仕様書

①このプロポーザルに参加する者は、以下の資料を基に、提案書類を作成すること。

- (1) プロポーザル参加仕様書（本書）
- (2) 新市立伊勢総合病院検体・細菌検査システム構築業務仕様書
- (3) 新市立伊勢総合病院検体・細菌検査システム要求仕様書(択一式回答分)
- (4) 別紙「検体検査・細菌検査連携機器一覧」
- (5) 新市立伊勢総合病院検体・細菌検査システム要求仕様書(記述式回答分)
- (6) 提案書類作成要領
- (7) 想定データ算出のための業務統計
- (8) 優先交渉権者決定基準
- (9) 新病院概要（実施設計時点）

プロポーザル参加仕様書等の全ての資料は、このプロポーザルに参加する者が提案書類を作成する上での前提となる。

## 5 契約上限額

本業務の契約上限額はそれぞれ次のとおりとする。これらを超える見積金額による提案は採用しない。

項目名	金額上限額（税抜）
本業務初期構築費（a）	25,000千円
システム保守費（84ヶ月）（b） ※平成31年4月から7年間	12,000千円
次期システム更新経費（c）	規定なし
総費用上限額（税抜） （d）=（a）+（b）+（c）	34,000千円

## 6 支払時期

- ①本業務は本年度契約し、平成31年3月31日の業務完了・検収後に支払う。
- ②システム保守費は平成31年4月1日以降、予算の範囲内において、毎年度、受託者と契約のうえ、長期継続契約等によって、毎月受託者に支払う。
- ③次期システム更新経費については、必要に応じて別途契約を締結し、業務完了・検収後に支払う。（システム更新の時期が来たときに協議の上決定する。）

## 7 プロポーザル審査スケジュール

日 時	内 容
平成 30 年 4 月 26 日 (木)	プロポーザル公告 プロポーザル関係資料（仕様書等）の交付開始
平成 30 年 5 月 14 日 (月) 午後 3 時まで	プロポーザル参加申請書申し込み期限
平成 30 年 5 月 14 日 (月) 午後 6 時まで	プロポーザル参加決定通知
平成 30 年 4 月 26 日 (木)	プロポーザル関係資料に関する質問の受付開始
平成 30 年 5 月 16 日 (水) 午後 5 時まで	プロポーザル関係資料に関する質問の受付締切
平成 30 年 5 月 17 日 (木) 午後 6 時まで	プロポーザル関係資料に関する質問の回答期限
平成 30 年 5 月 22 日 (火) 午後 2 時まで	システム要求仕様書（択一式回答様式） システム要求仕様書（記述式回答） 提案見積書 提出期限
平成 30 年 5 月下旬頃	決定・審査結果通知

## 8 優先交渉権者決定方法

別に定める「新市立伊勢総合病院検体・細菌検査システム構築業務優先交渉権者決定基準」に基づき優先交渉権者を決定する。

## 9 プロポーザル参加申請書の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、プロポーザル参加申請書及び関係資料を提出しなければならない。

- ①提出期限 平成 30 年 5 月 14 日(月) 午後 3 時まで
- ②提出場所 市立伊勢総合病院医療事務課（1 階）
- ③提出方法 **持参（郵送等不可）。**
- ④提出書類
  - (1) プロポーザル参加申請書（様式 1）
  - (2) 同種業務等の施行実績表（様式 2）  
※様式 2 を用い 1 枚に 1 件記載（3 件以上提出）。
  - (3) 次のいずれかの確認書類の写し
    - ・ ISO/IEC27001（ISMS）
    - ・ プライバシーマーク

## 10 貸出資料の交付

プロポーザル参加業者に対して、希望があれば、以下の貸出資料をCDにて交付する。なお、CDは、提案資料提出時（平成30年5月22日）に返却すること。

- ①納入予定ハードウェア一覧表（様式6）
- ②納入予定ソフトウェア一覧表（様式7）
- ③価格見積書（様式8）
- ④見積内訳書（様式9）
- ⑤プロポーザル参加仕様書
- ⑥新市立伊勢総合病院検体・細菌検査システム構築業務仕様書
- ⑦新市立伊勢総合病院検体・細菌検査システム要求仕様書（択一式回答）
- ⑧別紙「検体検査・細菌検査連携機器一覧」
- ⑨新市立伊勢総合病院検体・細菌検査システム要求仕様書（記述式回答）
- ⑩提案書類作成要領
- ⑪想定データ算出のための業務統計
- ⑫新市立伊勢総合病院検体・細菌検査システム構築業務委託優先交渉権者決定基準
- ⑬新病院概要（実施設計時点）

## 11 プロポーザル説明会等

プロポーザル説明会は行わない。

## 12 プロポーザル参加仕様書等に関する質問

プロポーザル参加仕様書等に対する質問がある場合は、所定の様式を用い、電子メールに添付して送信すること。なお、質問書を電子メールで送信した場合における着信確認は、提出者が行うこと。

- ①提出期間 平成30年5月16日(水) 午後5時まで
- ②質問資格 プロポーザル参加資格を有する者からの質問のみ受け付ける。  
なお、質問がない場合は、質問がない旨を記載した電子メールを送信すること。
- ③質問の様式 様式3「プロポーザル仕様等に関する質問書」を用いること。
- ④回答 参加仕様書等に関する質問に対する回答は、質問者が様式3に記載した担当者宛に、電子メールにファイル添付して行う。全ての質疑に対する回答はプロポーザル参加者すべてに通知する。なお、本回答はプロポーザル参加仕様書等のすべての資料と同等の効力を持つものとする。
- ⑤電子メールアドレス：hos-iji@city.ise.mie.jp（医療事務課 山本 宛）
- ⑥電子メール件名：【質疑】案件\_検体・細菌検査システム-提案者名

⑦質疑用紙ファイル名：【質疑】 案件\_検体・細菌検査システム－提案者名.doc

### 13 提出を求める資料

①プロポーザル参加者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 新市立伊勢総合病院検体・細菌検査システム要求仕様書（択一式回答）
- (2) 新市立伊勢総合病院検体・細菌検査システム要求仕様書（記述式回答）
- (3) 納入予定ハードウェア一覧表（様式6）
- (4) 納入予定ソフトウェア一覧表（様式7）
- (5) 価格見積書（様式8）
- (6) 見積内訳書（様式9）

※（1）から（6）までを合わせて提案書類という。

②提出日時 平成30年5月22日(火) 午後2時まで

③提出場所 市立伊勢総合病院医療事務課

④提出部数 「提案書類作成要領」による。

### 14 優先交渉権者決定

①伊勢総合病院で、技術点と価格点の審査を行い、優先交渉権者を決定する。

②優先交渉権者が、協定締結までの間に伊勢市建設工事等資格(指名)停止措置要領に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合には、協定を締結しないことがある。なお、システム構築業者が販売代理店を通して参加した場合は、システム構築業者および販売代理店の双方が、上記の措置要件に該当しないこと。

③次に掲げる事項のいずれかに該当するプロポーザルは無効とする。

- (1) プロポーザルについて不正の行為があったとき
- (2) 虚偽の申請を行った者
- (3) プロポーザルに関する条件等に違反した者

④提案書類の審査

提出された提案書類は、当院において公正に審査し、優先交渉権者を選定する。

⑤優先交渉権者の決定方法

優先交渉権者の決定に当たっては、別に定める「新市立伊勢総合病院検体・細菌検査システム構築業務優先交渉権者決定基準」に基づき、回答内容を公平かつ客観的に評価し、当院にとって最適な情報システムを納入することができる事業者を選定するため、当院が定める範囲内の価格をもって有効な提案をした者のうち、「技術点」と「価格点」を合算し、総得点の最も高い参加者を優先交渉権者とする。

⑥結果の通知

結果は、すべての参加者に書面により通知する。なお、優先交渉権者の決定は、5月下旬頃を目途とする。

17 その他

- ①この提案に必要な経費は、すべて提案者の負担とする。
- ②提出書類等の受付後の内容変更は認めない。
- ③提出された提案書類等は、原則として返却しない。
- ④参加表明後に提案を辞退する場合は、その旨を記載した書面（様式自由）を提出すること。なお、参加の辞退により何らの不利益は伴わない。
- ⑤期限までに提案書類等の提出がない場合は失格とする。
- ⑥提出書類の著作権等の取り扱いについては、提案者に帰属する。ただし、当院は審査等この事業に関し必要と認められる用途について、提案書類の一部または全部を無償で使用できるものとする。
- ⑦提出された提案書類等については、「伊勢市情報公開条例」に基づき情報公開の対象となる。従って、提出される書類において、法人に関する情報（いわゆる企業秘密等に該当するもの）にはその旨を明記すること。
- ⑧当院から提示する各種資料については、本プロポーザル以外に使用することを禁止する。
- ⑨審査終了までの期間、本件に関する問合せや調査は下記担当課で全て受け付けることとし、直接関連部署へ問い合わせること等は禁止する。

**担当課**

〒516-0014 三重県伊勢市楠部町 3038 番地

市立伊勢総合病院 医療事務課 電算システム係

担当者 山本・岩田

電話 0596-23-5111（代表）内線 142 FAX 番号 0596-25-9705

電子メール hos-iji@city.ise.mie.jp

以上